

各 位

会 社 名 アイサンテクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 柳澤 哲二
(JASDAQコード番号 4667)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 加藤 淳
(電話番号 052 950 7500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の第 36 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 当会社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
- (2) 株式発行会社である旨を明記するため、変更案第 6 条（発行可能株式総数及び株券の発行）第 2 項を新設するものであります。
- (3) 株主総会において充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (5) 取締役の責任に関する規定を変更案第 30 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第 30 条の新設につきましては、監査役的全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (6) 社外監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう変更案第 40 条（監査役の責任免除）変更案第 44 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (8) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (9) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社はアイサンテクノロジー株式会社(英文ではAISANTECNOLOGY CO.,LTD.と表示する)と称す。	(現行どおり)
第2条 (目的) 当社は下記の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータのソフトウェアの開発 2. コンピュータのハードウェアの開発 3. コンピュータのソフトウェアの販売及びレンタル 4. コンピュータ本体並びに周辺機器の製造及び販売 5. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの保守・管理業務 6. 電気、電子機器及び事務用品の販売 7. インターネットのプロバイダー 8. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの技術解説書の出版 9. 前各号に関連する輸出入業務 10. 不動産の賃貸 11. 前各号に附帯する事業並びに関連する一切の業務	(現行どおり)
第3条 (本店所在地) 当社の本店は愛知県名古屋市に置く。 (新設)	(現行どおり)
第4条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行う。	第4条 (機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、15,998,000株とする。 (新設)	第5条 (現行どおり)
第6条 (自己株式の取得) 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会 の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第6条 (発行可能株式総数及び株券の発行) 当社の発行可能株式総数は、15,998,000株とする。 <u>2. 当社は、株式に係る株券を発行する。ただし、単元未満株式に 係る株券は発行しない。</u>
第7条 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 <u>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」 という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定 めるところについてはこの限りでない</u>	第7条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決 議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができ る。</u> 第8条 (単元株式数) 当社はの1単元の株式の数は、100株とする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条(基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使する株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第9条(基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第9条(名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第10条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株式名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求の手続き及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条(株式取扱規則)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条(株主総会の招集及び基準日)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条(株主総会の招集及び基準日)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後三ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したとみなすことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条(招集地)</p> <p>当社の株主総会は、名古屋市内で開催する。</p>
<p>第12条(招集者及び議長)</p> <p>株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる</p>	<p>第15条(招集権者及び議長)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第13条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってする。ただし法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>	<p>第16条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。ただし法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。</p> <p>2. 会社法第309条の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使） （現行どおり）</p>
<p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または<u>電子署名する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第16条（取締役の員数） 当会社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第19条（取締役の員数） （現行どおり）</p>
<p>第17条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。 2. 取締役の選任決議は、<u>累計投票によらないものとする。</u></p>	<p>第20条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。 （現行どおり）</p>
<p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。 2. 補欠または増員により<u>就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度の最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠または増員により<u>選任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>第19条（代表取締役の選任） 取締役会は、その決議により会社を代表すべき取締役若干名を選任する。</p>	<p>第22条（代表取締役の選定） 取締役会は、その決議により会社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p>
<p>第20条（役付取締役の選任） 取締役会は、業務上必要あるときはその決議により、取締役会長及び社長各1名ならびに専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</p>	<p>第23条（役付取締役の選定） 取締役会は、業務上必要あるときはその決議により、取締役会長及び社長各1名ならびに専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条（取締役会の招集） 取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し会日より3日前に発することを要する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。 （新設）</p>	<p>第24条（取締役会の招集） 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し会日より3日前までに発することを要する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>
<p>第22条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 （新設）</p>	<p>第25条（取締役会の決議） （現行どおり）</p>
<p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印を行う。</p>	<p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または<u>電子署名をする。</u></p>
<p>第24条（取締役会規則） 取締役会に関するその他の事項は、<u>別に取締役会で定める取締役会規則</u>による。 （新設）</p>	<p>第28条（取締役会規則） 取締役会に関するその他の事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則</u>による。</p>
	<p>第29条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条(員数) 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第26条(選任) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第27条(任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠により就任した監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第28条(常勤の監査役) 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第29条(監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> 2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>第30条(監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>第31条(監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。</u></p> <p>第32条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第30条(取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条(監査役の員数) (現行どおり)。</p> <p>第32条(監査役の選任) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第33条(監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第34条(常勤の監査役) 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第35条(監査役会の招集) (現行どおり)</p> <p>第36条(現行どおり)</p> <p>第37条(監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>第38条(監査役会規則) 条文(現行のどおり)。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第39条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第40条(監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第41条(会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 会計監査人の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>第42条(会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結までとする。</u> <u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第43条(会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第44条(会計監査人の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p><u>第33条(営業年度)</u> <u>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第34条(利益配当)</u> <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>第35条(中間配当金)</u> <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第36条(配当金等の除斥期間)</u> <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> <u>2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p><u>第45条(事業年度)</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。</u></p> <p><u>第46条(剰余金の配当)</u> <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p><u>第47条(中間配当金)</u> <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第48条(配当金の除斥期間)</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> <u>2. 未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第5条(発行する株式の総数)変更は、平成9年6月26日より実施する。</u></p> <p><u>第2条(目的)変更は、平成11年6月29日より実施する。</u></p> <p><u>第3条(本店所在地)変更は、平成12年6月29日より実施する。</u></p> <p><u>旧第6条(額面株式1株の金額)削除、旧第7条(1単位の株式の数)変更、旧第8条(基準日)変更、旧第10条(株式取扱規則)変更、旧第14条(議決権の代理行使)変更、旧第17条(取締役の選任)変更、旧第24条(選任)変更、旧第27条(利益配当)変更、旧第28条(中間配当金)変更、旧第29条(転換社債の転換と配当金)削除は、平成14年6月27日より実施する。</u></p> <p><u>平成25年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第24条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>平成16年6月29日より一部改正して実施する。</u></p> <p><u>平成17年6月29日より一部改正して実施する。</u></p> <p><u>平成17年9月1日より一部改正して実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>